

直監第 305-1 号
令和 8 年 2 月 6 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 市民部 市民・人権同和対策課

① 監査の期間 令和 8 年 1 月 5 日から
令和 8 年 1 月 30 日まで

② 日程及び実施場所
●概要聴取 令和 8 年 1 月 9 日（監査委員事務局）
●備品検査 令和 8 年 1 月 15 日・16 日
（市民・人権同和対策課/直方市中央隣保館/直方市火葬場）
●監査講評 令和 8 年 2 月 6 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 5 月末日現在）における市民・人権同和対策課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上

に努めているか。

- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則等に則り適正に行われているか。
- ⑧ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

4. 監査の結果

指摘事項	指摘の根拠	監査委員意見
1 補助金交付事務について 直方市同和対策推進団体補助金について、補助金交付にあたって領収書等「支出を証する書類」が確認できない。	直方市補助金交付規則第 14 条第 2 号 直方市同和対策推進団体補助金交付要綱第 4 条第 2 項第 3 号	直方市同和対策推進団体補助金について、直方市補助金交付規則第 14 条第 2 号では「支出を証する書類」の提出が規定され、直方市同和対策推進団体補助金交付要綱第 4 条第 2 項では補助対象から除外するものとして、同第 3 号で「領収書等により、補助対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費」と規定されており、領収書等の確認が補助金交付の条件とされていることから、適切な処理をされたい。
2 契約事務について 同和問題啓発標語看板作製掲示業務委託について、予定価格が 50 万円を超えていたため、見積合わせではなく入札に付すべきものである。また、契約締結時で「毎年同じものを使用し、木枠等を有しているため有利な価格で契約できる」という理由で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号としており、随意契約の根拠を誤って解釈している。	直方市契約規則第 18 条第 6 号 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	同和問題啓発標語看板作製掲示業務委託について、予定価格が 99 万円であり直方市契約規則第 18 条第 6 号で定める額を超えていたため、入札に付すべきところ見積合わせ結果による随意契約としている。また、見積合わせの結果で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約であるが、随意契約の理由を「毎年同じものを使用し、木枠等を有しているため有利な価格で契約できる」という同第 7 号に該当する理由の記載となっているため、適切に処理されたい。
3 その他事務について 令和 6 年度第 1 回北九州地区人権教育推進連絡会（復命）直人同第 000081 号に関して、旅行命令を得ないまま出席し、81 号で復命を行っている。	直方市職員等の旅費に関する条例第 4 条	令和 6 年度第 1 回北九州地区人権教育推進連絡会（復命）直人同第 000081 号に関して、直方市職員等の旅費に関する条例第 4 条で「旅行は旅行命令権者の発す

		る旅行命令又は旅行依頼によって行わなければならない」とされているが、旅行命令を得ないまま出席し、直人同第 81 号で復命を行っていることから、同条例に則した処理をされたい。
--	--	--

補助金交付事務に関して、補助金は地方自治法第 232 条の 2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」との定めから、補助の内容や目的が市全体の利益につながっているか、また、対象事業が市の事業を補完しているか、住民福祉の向上など公益上必要かなどについて当該補助金の交付要綱に定める終期までに効果等について検証し、補助継続の必要性の有無を判断することが求められる。

また、補助金の交付にあたっては長の裁量権が大きく影響するため、使途の透明性や公平性が担保されていなければならない。そのため、規則や要綱で交付条件等を細かく規定しており、安易に運用面で簡略化することなく厳格な審査を行われたい。

契約事務に関しては、随意契約における根拠となる地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の内容の理解が不足していることによる適用条項の誤りや委託契約に係る仕様書の不備、業務完了時の審査が十分でないものが見られた。随意契約は、競争入札等の契約に比べ、簡易な手続きで実施事業の目的に合った契約相手を決定し業務の履行を確保できる利点がある反面、契約相手が特定の者に偏り、価格において競争性や公正性・妥当性が失われる恐れがあるため、厳格な運用が求められるものである。事業の発注にあたっては、業務内容の仕様を詳細に定め、競争入札の実施を基本とし、事業の内容等を精査検討のうえで、契約方法を決定されたい。

備品管理に関しては、本庁舎内の備品は適切に管理されていた。その他、今回検査した火葬場、隣保館においても備品台帳記載分の管理状況は良好と評するものであるが、隣保館においては、他所からの寄贈や持ち込みによるものと思われる台帳未記載の什器や機器が多数見られた。今回検査を実施していない生活館、集会所においても同様の状況であるとのことであるため、備品台帳に登載するか別途に管理目録を作成するなど所有権を明確にした適切な管理をされたい。

以上のことから、監査結果の内容を確認し適正に処理をされたい。

なお、窓口業務に関して、現行の 8 時 30 分から 17 時までの対応時間は、時間外勤務を前提としたものであり、電子申請やコンビニ交付の増加に伴い、窓口対応時間を見直す自治体が増加してきている。本市においても DX 推進に伴い窓口業務のオンライン申請が構築され、コンビニ交付も増加しており、先進自治体の例を参考に見直しの検討をされると同時に窓口業務の委託については、委託費の増加に伴い財政効果額の縮小傾向が加速し、今後は直営と比べて経費が逆転する可能性もあり、また、職員の法律等の知識の低下や接遇スキルの低下などのデメリットも懸案として認識されているので、直営での経費を基本として費用対効果の検証を行い、委託に付すのか直営に戻すのか適宜の見直しを図られることを要望するものである。